

令和 8 年

第 7 回 7 月定例教育委員会議事録

令和 8 年 7 月 29 日

大 野 城 市 教 育 委 員 会

次 第

1 招集日時

- 招 集 日 令和8年7月29日
- 開会時間 午前10時30分
- 閉会時間 午前11時38分

2 招集の場所 大野城市役所 本館2階 212会議室

3 会議次第

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の指名

- 令和8年第6回6月定例会議事録の署名委員 高野 英機 委員
- 令和8年第7回7月定例会議事録の署名委員 山口 典子 委員

(3) 議事

- 第28号議案 令和9年度使用小学校教科用図書の採択について
- 第29号議案 令和9年度使用中学校教科用図書の採択について
- 第30号議案 教育長の権限に属する事務の一部を学校長に委任する規程の一部を改正する規程の制定について
- 第31号議案 大野城市立小中学校の学期及び休業日の特例に関する規則の廃止について

(4) 教育長報告 なし

(5) 報告

- ①大野城市立学校における学校閉庁日の実施について

(6) その他

- ①令和8年6月議会報告（教育部所管の一般質問）《概要》
- ②みずほ中学校の転入学に係る説明会・見学会の実施について
- ③教育長の業務報告（6月～7月）
- ④教育委員会の主な行事・業務の予定（8月）

(7) 閉会

4 出席した委員等 元主 浩一（教育長） ・ 高野 英機 ・ 山口 典子 藤河 久美 ・ 佐藤 友恵 ・ 關 知子

5	欠席した委員	なし	
6	出席した職員	教 育 部 長 教 育 総 務 課 長 学 校 ・ 地 域 連 携 課 長 学 校 ・ 地 域 連 携 課 長 教 育 支 援 課 長 教 育 支 援 課 主 幹 指 導 主 事 ス ポ ー ツ 課 長 教 育 総 務 課 担 当 教 育 総 務 課 担 当	若山 純哉 光野 直隆 松岡 真彦 中原 英貴 岩下 剛司 磯田 哲郎 甲斐 めぐみ 山口 剛侍郎 木下 誠
7	会議の書記	教 育 総 務 課 担 当	木下 誠
8	傍聴者	なし	

午前10時30分 開会

○元主教育長

おはようございます。

ただいまより令和8年7月定例教育委員会を開会いたします。

本日は、傍聴の申し出はありません。

〔議事録署名委員の指名〕

○元主教育長

それでは、次第の2、議事録署名委員の指名に入ります。

前回の6月定例会にて高野委員にお願いしておりましたので、ご署名をお願いいたします。

今回の議事録の署名については、山口委員にお願いいたします。次回の委員会においてご署名をお願いいたします。

○山口委員

はい。

〔議事〕

○元主教育長

次第の3、議事に入ります。

〔第28号議案 令和9年度使用小学校教科用図書の採択について〕

〔第29号議案 令和9年度使用中学校教科用図書の採択について〕

○元主教育長

第28号議案及び第29号議案について、関連がありますので、一括して説明をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

では、第28号議案、令和9年度使用小学校教科用図書の採択について、及び第29号議案、令和9年度使用中学校教科用図書の採択について、光野教育総務課長説明をお願いし

ます。

○光野教育総務課長

それではまず第28号議案についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

現在、小学校で使用しています教科用図書につきましては、令和5年7月の定例教育委員会において採択いただき、令和6年度から令和9年度までの4年間使用することとなっております。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条により、教科用図書については、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものと定められております。また、同法施行令第15条第1項の規定により、同一の教科用図書を採択する期間は4年間と定められております。

つきましては、令和6年度から令和9年度までの4年間は同一の教科用図書を使用する必要があるため、令和6年度から使用している教科用図書を令和9年度も引き続き採択することについて提案するものであります。

2ページは令和6年度から使用している小学校教科用図書の一覧となります。

続きまして関連しますので、第29号議案についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

現在、中学校で使用しています教科用図書につきましては、令和6年7月の定例教育委員会において採択いただき、令和7年度から令和10年度までの4年間使用することとなっております。

先ほどの第28号議案と同様に、法令に基づき、令和7年度から使用している教科用図書を令和9年度も引き続き採択することについて提案するものであります。

4ページは令和7年度から使用している中学校教科用図書の一覧となります。

なお、5ページには、説明しました教科用図書を毎年採択することや4年間使用することに関する法令等の根拠を記載しております。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

○元主教育長

ただいまの説明についてご質問はございませんか。

これより採決に入ります。

第28号議案及び第29号議案について承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第28号議案及び第29号議案について承認すべきものと決します。

〔第30号議案 教育長の権限に属する事務の一部を学校長に委任する規程の一部を改正する規程の制定について〕

○元主教育長

第30号議案、教育長の権限に属する事務の一部を学校長に委任する規程の一部を改正する規程の制定について、光野教育総務課長説明をお願いします。

○光野教育総務課長

第30号議案について説明いたします。

6ページをご覧ください。

本議案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項の規定により、教育長の権限に属する事務の一部を大野城市立小学校及び中学校の校長に委任することについて必要な事項を改正するものとなります。

今まで学校に配当された歳出予算につきましては、消耗品費に係る会計事務である支出負担行為や支出命令に関する事務、それからその検査に関わる事務に限り校長に委任していました。それ以外の費目の会計事務については、全て教育委員会の承認が必要という手続きをとっておりました。

近隣自治体の状況を確認したところ、消耗品費以外の会計事務についても、校長へ委任している自治体が多いことから、7ページの改正後の別表のとおり、報償費、需用費（食糧費・その他）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費につきまして記載している金額の範囲内で支出負担行為及び支出命令に関する事務並びに当該事務に係る契約及び検査に関する事務を校長へ委任することに改正したいと考えております。

また、近隣自治体の状況を踏まえ、今回の改正に併せて、第2条第2号の教職員扶養手当月額額の認定、住居手当の月額額の決定、及び通勤手当の額の決定並びに各届出に係る事実の随時確認に関する事務につきましても、校長へ委任することに改正したいと考えております。

なお、本議案につきまして、学校の事務官と協議し、内容を精査した上で、提案をさせていただきます。これらの改正により、学校の事務の簡素化とスピード化が図られるものと考えています。

説明は以上です。

○元主教育長

ただいまの説明についてご質問はございませんか。

山口委員どうぞ。

○山口委員

説明の中で簡素化とスピード化についての言及がありましたが、本規程を改正することによるメリットとデメリットを教えてください。

○光野教育総務課長

現在、消耗品費につきましては、学校長において支出負担行為、納品、検査、支出命令を行っていますが、それ以外の改正後の別表に定める報償費、需用費等の事務処理については、市教育委員会が行うことになっています。

近隣自治体の状況確認や事務官との協議の中で、改正後の別表に定める消耗品費以外の業務についても間違いなく学校の方で処理できることがわかりました。

市教育委員会への確認手続きや市教育委員会における事務処理が必要なくなると、その分の事務について簡素化とスピード化が図られます。

○元主教育長

その他のご質問はございませんか。

これより採決に入ります。

第30号議案について承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第30号議案について承認すべきものと決めます。

〔第31号議案 大野城市立小中学校の学期及び休業日の特例に関する規則の廃止について〕

○元主教育長

第31号議案、大野城市立小中学校の学期及び休業日の特例に関する規則の廃止について、岩下教育支援課長説明をお願いします。

○岩下教育支援課長

第31号議案について説明いたします。

9ページをご覧ください。

本規則は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために実施した学校の臨時休業に伴い、不足する授業時数を補うため、令和2年度に限定して、大野城市立小中学校管理規則に定める夏季休業期間の特例を定めることを目的として、令和2年5月に制定したものです。

現在ではその特例措置が不要となっておりますことから、今回廃止を行うものでございます。

説明は以上になります。

○元主教育長

ただいまの説明についてご質問はございませんか。

これより採決に入ります。

第31号議案について承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしですので、第31号議案について承認すべきものと決めます。

〔教育長報告〕

○元主教育長

次第の4、教育長報告。

今回は報告すべき事項はありません。

〔報告〕

○元主教育長

次第の5、報告に入ります。

〔(1)大野城市立学校における学校閉庁日の実施について〕

○元主教育長

(1) 大野城市立学校における学校閉庁日の実施について、光野教育総務課長説明をお願いします。

○光野教育総務課長

大野城市立学校における学校閉庁日の実施について説明いたします。

11ページをご覧ください。

学校閉庁日は毎年実施しているもので、教職員の年次休暇等の取得の推進、心身の健康増進と省エネルギーの推進を目的に設定しております。

今年度の実施期間につきましては、夏季休業期間中が令和8年8月10日から8月16日、冬季休業期間中が令和8年12月28日及び令和9年1月4日となります。

この期間につきましては児童生徒の登校はなく、部活動も実施いたしません。

教職員の勤務としましては、令和8年12月29日から令和9年1月3日までは勤務上の休日、その他の閉庁日につきましては年次休暇・夏季休暇・週休日の振替等を取得するよう推奨します。

周知方法につきましては、保護者の方には保護者連絡用アプリ「tetoru」で周知し、市のホームページにも掲載します。

学校閉庁期間中の電話対応につきましては、学校の方では対応しません。緊急連絡につきましては教育委員会で対応し、必要に応じ学校管理職等に連絡します。

〔その他〕

(1) 令和8年6月議会報告(教育部所管の一般質問)《概要》

(2) みずほ中学校の転入学に係る説明会・見学会の実施について

(3) 教育長の業務報告(6月～7月)

(4) 教育委員会の子な行事・業務の予定(8月)

○元主教育長

これをもって7月の定例教育委員会を閉会いたします。

午前11時38分 閉会